

## 第1回 ワシントン条約の概要

### ワシントン条約に対する5つの誤解

1. ワシントン条約は野生生物の保護に関するすべてを取り扱う  
→誤り！ **ワシントン条約は特定の種の国際取引だけを取り扱う。**
2. ワシントン条約はすべての野生生物の取引を禁止することを目的としている  
→誤り！ **ワシントン条約は取引を規制するだけ。（特定の種については取引がかなり抑制される）**
3. ワシントン条約は国内取引も規制する  
→誤り！ **ワシントン条約は国際取引だけを対象としている。**
4. ワシントン条約の附属書は世界の絶滅のおそれのある動植物のリストである  
→誤り！ **附属書は国際取引によって影響を受ける動植物種のみを掲載している。**
5. ワシントン条約は途上国に取引を抑えるよう強いている  
→誤り！ **ワシントン条約は原産国と消費国双方に保護と資源の管理を求める。**

➤ ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」です。Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora の頭文字をとって、海外では CITES (サイテス)と呼ばれている。

➤ 1973年3月3日に調印、1975年7月1日に発効。

### 1. 目的

野生動植物が国際取引によって過度に利用されるのを防ぐため、国際協力によって種を保護するための条約である。

### 2. 加盟国

2003年8月現在、**166**カ国

### 3. 規制内容

規制内容と対象動植物種

	附属書Ⅰ (ふぞくしょ) I	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
記載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響をうけるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	900種程度 (例) ゴリラ、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、コンゴウインコ、シラカンサ、アジアアロワナ、ウミガメ、サボテン科(一部)等	4,500種の動物と28,000種以上の植物 (例) ホッキョクグマ、カメレオン類、リクガメ類、猛禽類、ピラルク、タツノオトシゴ、シャコガイ等	国ごとに指定される (例) セイウチ(カナダ)、アジアスイギユウ(ネパール)、カンムリエボシドリ(ガーナ)等
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業目的の国際取引禁止</li> <li>● 学術目的等の取引は可能だが、輸出国、輸入国政府の発行する許可書が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業目的の国際取引可能</li> <li>● 輸出国政府の発行する輸出許可書が必要 (附属書Ⅲの場合は、指定国以外であれば原産地証明が必要)</li> </ul>	

(資料: 「絶滅のおそれのある野生動植物の国内取引管理」環境庁(1995)、CITES ホームページ <http://www.cites.org> より)

